汚染された輸入米 (ミニマムアクセス米) の食用転用・不正流通の徹底解明と再発防止策強化およびミニマムアクセス米の輸入中止を求める意見書

農林水産省が販売した農薬やカビで汚染された輸入米が、米穀加工販売会社「三笠フーズ」で食用として転売していた事件が発覚しました。酒・和菓子・焼酎・せんべいに加工され、給食や老人施設などに流通、食の安全・安心を求める国民世論に反し、国民の、いのちと健康に関わる重大な社会問題となっています。何度も内部告発を受けながら、これを見過ごし、防止できなかった農林水産省の責任は重大です。食品の偽装事件が後を絶たない食品業界にあって、三笠フーズだけが特殊だったとは思われません。徹底した解明と対策が必要です。

いま、世界は食料危機に直面しており、米不足と米価高騰が深刻です。このようなとき、減反を強制してまで外米を輸入することは、世界の食料事情から見ても異常です。そして、「輸入義務」にないミニマムアクセス米が多くの在庫を抱えている事態が、今回の事件の発端となっています。

ミニマムアクセス (MA) 米制度が厳しく問われています。ミニマムアクセス 米の輸入は中止し、減反政策を見直して、おいしい国産米を増産し、日本の米農 家を守って、食の安全・安心・信頼を求める国民世論に応えるべきです。

よって、政府においては、国民の食の安全を守る立場に立って、下記の事項を 実現されるよう強く要望致します。

記

- 1 事件の全容を徹底解明し、公表すること。
- 2 今回のような事件を再び起こさないよう、管理責任・監視体制強化など万全 の対策を実施すること。
- 3 「輸入義務」ではなく「輸入機会の提供」であるミニマムアクセス米の輸入 が事件の根幹にあります。食の安全と自給率向上のためにミニマムアクセ ス米の輸入を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年12月12日

内閣総理大臣 農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣

宛